

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 附属機関

■ 男女平等参画審議会

男女平等参画推進なごや条例第 22 条に基づく市長の附属機関です。審議会委員は市民、学識経験者、公募委員等により構成されており、市長の諮問に応じて、基本計画及び男女平等参画の推進に関する重要事項について調査審議します。また、施策の実施状況や成果指標の達成状況等について、基本計画の推進状況を評価し、必要に応じて、市長に対して意見を述べます。

■ 苦情処理委員

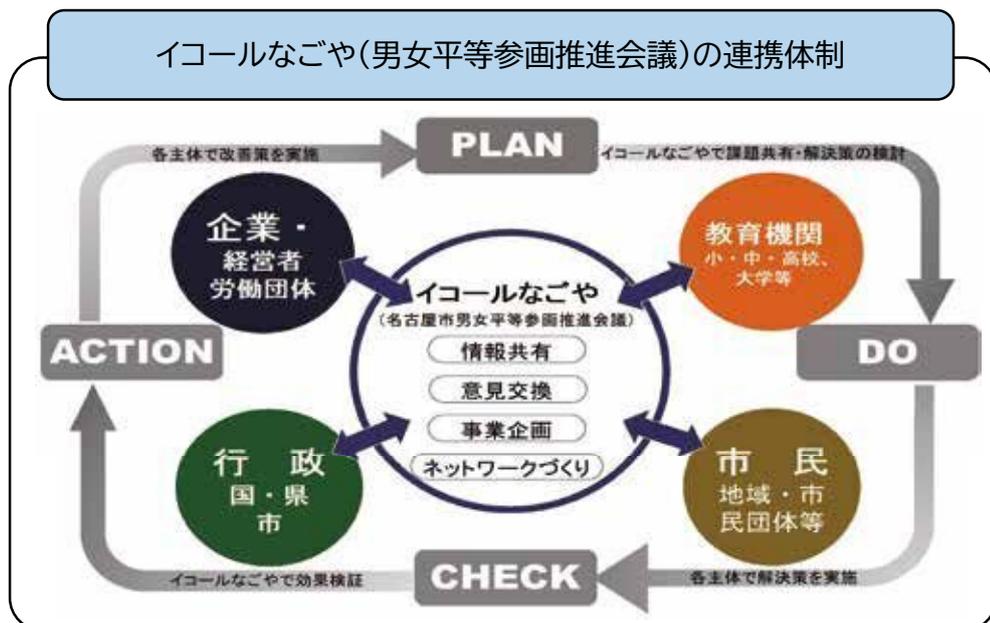
男女平等参画推進なごや条例第 20 条に基づく市長の附属機関です。市が実施する推進施策等に対して、市民や事業者は苦情がある場合に申し出ることができます。苦情処理委員は、市長に調査結果を報告し、必要に応じて助言、是正の要望等必要な措置を講ずるよう市長に意見を述べることができます。

(2) 企業、教育機関、行政、市民等との連携による推進

■ 男女平等参画推進会議(イコールなごや)

男女共同参画社会の形成の促進及び名古屋市の基本計画の推進を図ることを目的として設置された会議で、さまざまな分野の市民や団体から構成されます。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第 27 条に規定する協議会に位置付けられています。



(3) 市内の推進体制

■ 男女平等参画推進協議会

男女平等参画の推進機関である副市長をトップとした「男女平等参画推進協議会」において、施策の推進に向け全庁的な取組を図るための庁内会議です。

■ 男女平等参画推進センター(イーブルなごや)

男女平等参画推進なごや条例第 21 条に基づく男女平等参画施策の推進の拠点施設として、平成 15 (2003) 年に男女平等参画推進センターを開設し、情報提供や交流事業、講座、相談事業等を総合的に実施しています。

平成 26 (2014) 年には男女平等参画と女性教育に係る事業及び運営を一体的に行うために女性会館へ移転し、「イーブルなごや」¹¹という愛称のもと、さまざまな取組を実施しています。

今後も定期講座や市民交流事業の開催などを通じて、若年層も含めた幅広い市民や、市民団体等の利用・交流につなげていくことが、男女共同参画社会の実現に大きく寄与していくものと考えます。男女平等参画推進センターにおける事業展開にあたっては、女性会館等と連携した実効性ある充実した事業実施に努め、拠点機能の充実を図ります。

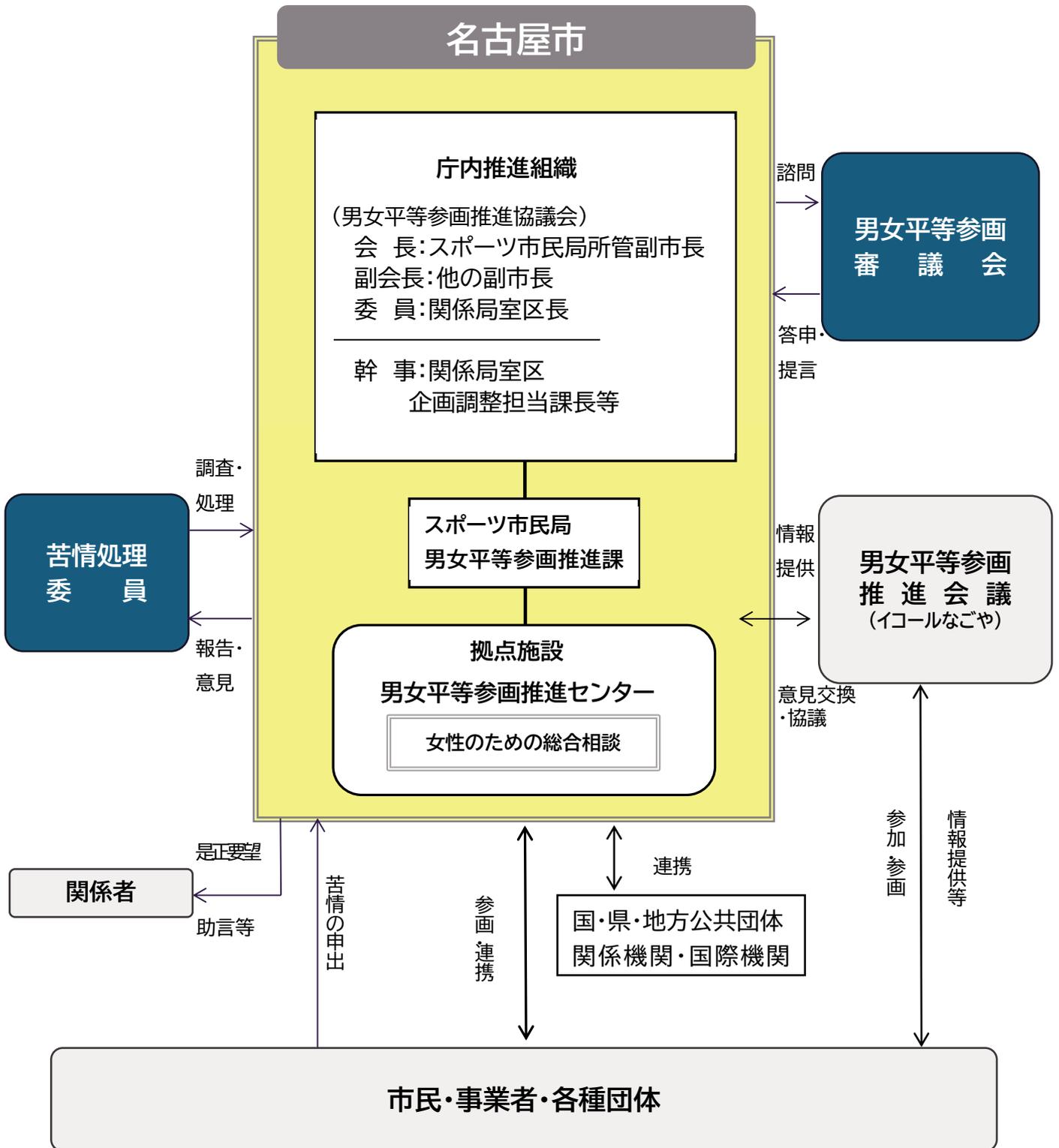


¹¹ 「イーブルなごや」：イーブルは、「対等」や「公正・公平」を意味する「イーブン (EVEN)」と、「できる・可能である」という意味の「エイブル (ABLE)」を組み合わせた言葉「イーブル (E-ABLE)」で、施設の目的にふさわしく、呼びやすい愛称として一般公募により名付けられた。

(4) 推進体制図

男女平等参画推進なごや条例

男女平等参画の推進



基本計画の策定にあたって

計画策定の背景

計画の概要

施策の展開

計画の推進体制

資料編